

別表2 豊橋市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録基準

項目	基準
入居者要件	<ul style="list-style-type: none"> ・登録による住宅確保要配慮者の範囲内であること。 (1) 低額所得者（その収入が国土交通省令で定める額を超えない者） (2) 被災者（発災から3年未満） (3) 高齢者（60歳以上） (4) 障害者（障害者基本法第2条第1号に規定する者） (5) 子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している者 (6) 外国人等（国土交通省令で定める者）
規模基準 構造・設備の基準	<p>【共同居住型賃貸住宅以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 各戸の床面積は、原則25㎡以上であること。 <ul style="list-style-type: none"> ※ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備、浴室又はシャワー室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合は、18㎡以上であること (2) 各戸が台所、便所、収納設備、浴室又はシャワー室を備えたものであること <ul style="list-style-type: none"> ※ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備、浴室又はシャワー室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合は、各戸に台所、収納設備、浴室又はシャワー室を備えることを要しない
	<p>【共同居住型賃貸住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 床面積 $15\text{㎡} \times A + 10\text{㎡}$以上（A：入居者数、$A \geq 2$） (2) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である部分にあっては、各専用部分の入居者の定員を1人とし、各専用部分の床面積が9㎡以上であること <ul style="list-style-type: none"> ※造り付け収納の面積を含み、その他の設備を備える場合は、その床面積を除く (3) 共用部分に居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室、洗濯室又は洗濯場を備えたものであること <ul style="list-style-type: none"> ※ただし、各専用部分にいずれかの設備等を備える場合は、共用部分に当該設備等を備えることを要しない ※共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、入居者が共同で利用できる場所に備えることでも可 (4) 便所、洗面設備、浴室又はシャワー室を入居者数5人につき1個所の割合で備えられたものであること
	<p>【共通すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反しないものであること (2) 耐震性を有すること
入居に係る条件等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであること <ul style="list-style-type: none"> ・特定の者に不当に差別的でないこと ・入居することができる者が著しく少数になるものでないこと等 (2) 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと (3) 国の基本方針及び愛知県の供給促進計画に照らして適切であること